

## 金融機関やファンド運用業者、暗号資産交換業者等を対象とした国際税務コンプライアンス Webinar

～令和 8 年 CARF 導入、CRS 改正他、国際税務コンプライアンスに係る重要トピック解説～

主催：デロイト トーマツ税理士法人

GIR（グローバル インフォメーション レポートینگ）

FSI（ファイナンシャルサービスインダストリー）

2001 年に米国で QI（Qualified Intermediary: 適格仲介人）制度が導入されたのを皮切りに、世界中の金融機関やファンド、SPC は、FATCA（Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法）、CRS（Common Reporting Standard: 共通報告基準）などへの対応が求められており、これは日本の金融機関も同様です。さらに足元では、下記のような新たな制度・改正への対応が必要となっており、また、日本における暗号資産への課税、金商法改正による投資運用業による参入要件の緩和、米国法人税、個人所得税についても高い関心を頂いています。

CARF（Crypto-Asset Reporting Framework: 暗号資産報告の枠組み）、改正 CRS、871 条(m)/QDD（Qualified Derivatives Dealer: 適格デリバティブディーラー）、PTP（Publicly Traded Partnership: 上場パートナーシップ）等

本セミナーでは、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人の中でも金融機関やファンド運用会社、暗号資産交換業者へのサービス提供を専門とするプロフェッショナルが、対応すべき法令・制度について、そのポイントをわかり易く解説します。ご関心のあるテーマごとにご視聴いただけますので、ぜひお申込みください。

対象者	銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、アセットマネジメント会社、ファンド運用業者、投資事業有限責任組合等、信託会社、暗号資産交換業者、資金移動業者 等 ※同業他社および個人の方のお申し込みはお断りさせていただく場合がございます。
配信期間	2025 年 7 月 1 日（火）～2025 年 9 月 30 日（火）17:00（日本時間）
主催	デロイト トーマツ税理士法人
受講料	無料
配信方法	オンデマンド配信（YouTube：ウェブブラウザからご覧いただくオンラインセミナー） ※お申込み完了後に、視聴方法および視聴 URL をメールでご案内いたします
申込締切	2025 年 9 月 30 日（火）17:00（日本時間） ※申込多数により受付を終了する場合がございます。お早目にお申し込み下さい。
申込方法	Web サイト（ <a href="https://tohmatu.smartseminar.jp/public/seminar/view/59950">https://tohmatu.smartseminar.jp/public/seminar/view/59950</a> ） よりお申し込みください

※お申し込みは株式会社シャノンのサービスを利用しています。ご記入いただく内容は SSL 暗号化通信により内容の保護を図っております。

\* お申し込みは 1 名様ずつのご登録が必要となります。

\* 過去にデロイト トーマツ グループ各社のセミナーにお申し込みいただいた方、または現在当グループのメールマガジンを購読いただいている方は、ご設定済みの ID・パスワードで簡単にお申し込みいただけます。

【プログラム（テーマごとにご視聴が可能です）】

	テーマ	概要	対象となる金融機関等	講師	講演時間
0	基調講演 /背景とテーマ	財務省 OB が OECD における CRS 導入の背景と本 Webinar のテーマを解説します	全金融機関、暗号資産交換業者、ファンド運用業者等	武藤 功哉 (Japan Tax Policy Leader)	約 10 分
1	CARF	暗号資産取引情報の自動的情報交換の国際標準として OECD が策定した CARF、その概要と日本における 2026 年施行への対応を説明します	暗号資産交換業者等	前田 幸作 (GIR 部門長)	約 30 分
2	暗号資産への課税の課題と変遷	暗号資産に関する過去から現在までの税制上の論点を整理し、改正で解決した課題や未解決の論点、個人所得税改正のポイントを解説します	暗号資産交換業者等	藤井 行紀 (FSI パートナー)	約 30 分
3	令和 8 年 1 月改正 CRS	CARF 導入に伴い、電子マネー類似型ステーブルコイン及び電子マネーを対象とし、報告金融機関及び特定取引の範囲の見直しが行われるほか、CRS の更なる改善を目的とした改正が行われることから、CRS 改正のポイントと CRS の概要を説明します	銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、アセットマネジメント会社、ファンド運用業者、電子決済手段等取引業者、資金移動業者、ステーブルコインの取り扱いを検討されている者等	秋葉 奈緒子 (GIR ディレクター)	約 30 分
4	FATCA	米国の租税回避防止制度である FATCA の概要、日本の金融機関に求められる対応および最新情報を解説します	銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、ファンド運用業者、暗号資産交換業者等	渡邊 美穂子 (GIR マネジャー)	約 30 分
5	地域金融機関の FATCA ステータス変更	「みなし遵守金融機関」と「モデル 2 協定参加国金融機関」の対応負荷の違いと、ステータス変更による業務効率化の可能性を説明します	地方銀行、信用金庫、証券会社等の地域金融機関等	岸本 章史 (GIR シニアアシリエイト)	約 30 分
6	ファンドの FATCA、CRS 対応	FATCA と CRS の類似点および対応方法の違いを整理し、ファンドにおける対応のポイントを解説します	ファンド運用業者等	若崎 翔 (GIR シニアアシリエイト)	約 30 分
7	投資運用業の参入要件の緩和	2024 年金商法改正による投資運用業者の参入規制見直しと当グループによる投資運用関係業務受託業の取り組みについて説明します	ファンド運用業者等	原田 優美 (FSI マネージングディレクター)	約 30 分
8	QI	米国税法に基づく QI 制度の概要、契約に基づく日本の金融機関に求められる対応、そして最新情報を解説します	証券会社、信託銀行、アセットマネジメント会社、銀行等	榎本 純子 (GIR マネジャー)	約 30 分
9	QI における PTP 投資に係る対応	QI 契約における PTP（上場パートナーシップ）対応の概要と、実務上の留意点を説明します	PTP の取り扱いを行う、または取り扱う可能性のある証券会社、信託銀行、アセットマネジメント会社等	遠藤 柚 (GIR シニアアシリエイト)	約 30 分
10	871 条 (m) /QDD	内国歳入法 871 条(m)および QDD（適格デリバティブディーラー）制度の概要と最新情報を解説します	QDD 資格を取得している、または検討している証券会社等	高島 憲一 (GIR シニアマネジャー)	約 30 分
11	米国投資活動に関する米国法人税	PTP 投資を含む米国実質関連所得に対する法人税の概要と連邦・州法人税制度のポイントを説明します	米国実質関連所得が発生するファンドや PTP を仲介するまたはそれらに投資する金融機関等	倉本 光恵 (GIR マネージングディレクター)	約 30 分
12	米国個人所得税の概要	米国個人所得税の概要、PTP 投資による課税関係、出張者の税務、州税など実務上の留意点を解説します	米国実質関連所得を仲介する金融機関、PTP 対応が必要な金融機関、米国人を顧客に持つ金融機関等	竹内 久里 (GIR シニアマネジャー)	約 30 分

※講演テーマ・講師は変更となる場合がございます。予めご了承ください。

## 問い合わせ先

デロイト トーマツ税理士法人 セミナー事務局

email : [Tax-TokyoSeminar.JP@tohmatu.co.jp](mailto:Tax-TokyoSeminar.JP@tohmatu.co.jp)

※Web よりお申し込みができない場合は、セミナー事務局までご連絡ください

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促すことで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.